

東大阪中央ロータリークラブ

創立 昭和47年2月20日
例会日 毎週月曜日 12:30～
例会場所 シェラトン都ホテル大阪
事務所 大阪市天王寺区筆ヶ崎町5-38
〒543-0027 ロイヤルパークス桃坂1112号
TEL. 06 (6772) 2320
FAX. 06 (6772) 2327
E-mail:hcrc@at.wakwak.com



会長 切石博之
会長エレクト 浅野光男
副会長 宮崎康治
幹事 細川勝治
会報委員長 岡田忠彦

BUILDING COMMUNITIES BRIDGING CONTINENTS

地域を育み大陸をつなぐ

2010～2011年度 国際ロータリー会長 レイ・クリンギンスミス

第1808例会 平成23年5月9日(月曜日) 第37号

本日の例会

5月9日(月) 第2例会

- ◎ソング 「四つのテスト」
- ◎卓話 「分譲マンションの抱える問題」
～修繕積立金を増やすために管理費を削減する方法～
ゲストスピーカー 管理費削減センター
有限会社リーン 取締役 成谷幸雄様
マンション管理士 主席コンサルタント 池田至伸様
(担当:金子勝信会員)
- ◎イニシャルスピーチ
中塚賀晴会員(平成22年8月2日入会)
- ◎本日の献立 フランス料理

次回の例会

5月16日(月) 第3例会

- ◎卓話 「元祖ゲリラ戦のスペシャリスト」
～楠木正成について～
ゲストスピーカー 楠木正成26代目 楠木正誉様
(担当:湯谷登來男会員)
- ◎本日の献立 寿司盛り合わせ

前回の例会記録

5月2日(月) 第1例会

- ◎ビジター 八尾中央RC 林 明雄氏 他1名

副会長挨拶

副会長 宮崎康治

切石会長お休みに付き急遽副会長としてご挨拶申し上げます。

ゴールデンウィーク真只中では有りますが、大震災の行方不明の方いまだに1万人を超えております。「四十九日」法要もままならない状況とのこと、<黄金週間>などと浮かれている場合では有りません。しかしながらいつまでも自粛ムード一辺倒ではこれまた物事は解決いたしません。上を向いて明るく進めと元気づけることも必要です。上を向いて歩いていると、時節柄、市中にあっても屋上やベランダで鯉のぼりを掲げている風景がよく目に入ってきます。男の子の立身出世を願って飾る風習は、武家社会を中心に広まったということです。また風力計の代わりにもなります。時おり水平になびいていたら風速5メートル、45度に傾いていたら風速3メートル、児童公園等で掲げている布製の大きな鯉が元気に泳いでいたら風力6～7メートルと大まかな判断が出来るということです。青空に鯉のぼりがたなびいている景色は力強さを感じます。四月より幼稚園に通い始めた孫が遊びにきたので、我が家でも三十数年ぶりに鯉のぼりを掲げました。ほんの一時ではありますが飾ってある周辺を喜んで駆け巡っている姿を見て、久しぶりに自分自身も童心に返って一緒に楽しんでおりました。

幹事報告

幹事 細川勝治

1. 次年度「少年少女ニコニコキャンプ」7月30日(土)～8月1日(月)舞洲スポーツアイランドにて小学校4～6年生の児童対象で開催されます。参加者を募ります。パンフレットをポストに配布しています。
2. 本日例会終了後、第11回定例理事・役員会を5階カトリアの間で開催いたします。理事・役員各位には宜しくお願いいたします。
3. 次年度クラブ概況報告書作成の為、次年度各委員会委員長は新年度計画書原稿のご提出をお願いいたします。本日、締切です。
4. 他クラブ例会変更及び休会の案内を掲示しています。
5. ジャパンハートの吉岡秀人先生の活動がTV放映されますのでお知らせいたします。5月4日(水)21:00～23:00 毎日放送・TBS系列で番組は「世界の村がアリガトウ～命を救うニッポン人」です。お時間がございましたら、是非ご覧ください。

出席報告

松浦委員

本日の会員数	39名
本日の出席者数	21名
本日の出席規定適用免除会員	13名
本日の出席率	61.76%
4月18日の修正出席率	88.57%

SAAニコニコ箱報告

岡本副SAA

細川幹事 RC活動がんばります。

郷田会員 九拾一才の誕生日を健康で迎えて感謝。

5月のお祝い

- 入会記念日 百済 渡辺 (各会員)
- 会員誕生日 郷田 尾崎 西木 (各会員)
- 夫人誕生日 黒田 玲子様 西村 朝子様
岩橋 礼子様
- 結婚記念日 西村 宮田 福岡 小林 (各会員)
- 創業記念日 湯谷 百済 松岡 金子(勝) 佐井
(各会員)
- 4月の内祝ニコニコ 累計 925,000円
- 4月のニコニコ箱 77,190円 累計 501,713円

イニシャルスピーチ

「丁稚の心」

清水興一郎

昭和35年、福井県立武生高等学校卒業後、大阪谷町にある紳士服製造卸メーカー入社、同期7名、九州、熊本、長崎から、福井、京都、和歌山県よりそれぞれ4/10頃、両親付添いの上入社式、私は夜行列車で上阪、朝5時頃到着したと記憶しています。布団一組と下着等の着換えのみの寮生活に入りました。こわそうな10人程の寮の先輩達、毎日どなられ、注意され、からかわれ、針のムシロでしたが、何となく続けました。2年、3年の間に3～4人退社していました。私は2年目から生産部に配属、裁縫の手伝い、裏付属の仕入業を任せられ、4年目20才頃より、大阪市内南地区(アベノ中心)で営業活動、自転車(後に120CCのバイク)箱に入れたスーツを積み、朝9時に出て、売れても売れなくても夕方4時頃には社に戻る日課です。先輩達より多く売って帰るのが一番の楽しみでありました。適当にやって、余りにらまれるなという各先輩からの助言や、今日は、朝から、どこそこで待合わせて麻雀に付き合えとか・・・色々な指導がありました。お得意様の店が開く前に到着し、店員さんに混ざって掃除をしたり、子供の幼稚園への送り等、雑用を手伝う事に依って自然と売上に結びついていきました。正月明けの挨拶と初売りの時にはお年玉いただきました。その後、地方廻りになっても営業成績は当時の谷町のセールスの中でも5本の指に入っていたと思います。

思えば25才の若さで結婚し、今日迄何とか人生を送ってこられたのも丁稚時代・・・1階の畳の間での雑寝の寮生活(後には2段式ワラベッド)、毎日のほき掃除、ふき掃除、トイレの掃除、最後に入る風呂のいやな感じ、3年間の外出禁止、親元への帰省禁止等々、今から思えば考えられない厳しい生活だったと思いますが、何くそ、と思う気持ちと、後輩の入社とともに先輩としての指導の役割が、続いた原因の一つと思います。当時の我々の業界は生産地別に大阪、東京、名岐、金沢・新潟の4地区が互いに全国で競い合い、卸売り、百貨店、全国の小規模専門店が主たる販売先でした。モータリゼーションの到来と共に昭和45年位から、郊外型量販店が台頭、次第に販売量と売上の拡大へと向っていく時代になりました。いち早く変化に対応出来たのは名岐地区メーカーでした。大阪、東京地区メーカーは対応に遅れ、現況は衰退の一途です。私も独立して早や17年が経ちました。幾

度かくじけそうな気がありましたが、お陰様で何とかしのいでおります。今思えば丁稚修行時代に数々教えられてきた事、身を持って体験、感じた事等が、感覚と行動に結び付いているのではないかと感じております。本当にお金では買えない、社会の教えだったと感謝しております。途中での挫折や、理由をつけて仕事を投げ出す人は、長い人生の生様の中で、悪い思い出や恨みしか残りませんが、日々の生活、又は仕事の中で充実感を持って過しておられる方は、良い教えと思い出と感じられる事が多いと思います。

卓 話 「債権回収について」

岡本慎一

今日は、私が弁護士業務において常日頃から行っている債権回収についての話しをしたいと思います。

会員の皆様においては、事業上、取引先から債権回収を行うこともよくある方もおられるとは思いますが、皆様それぞれが独自のノウハウやコツのようなものをお持ちかとは思いますが、また債権回収というのは、やはり回収への根気というか執念というようなものが重要であることはどのような業界でも同じかと思えます。今回は弁護士の視点から債権回収にこついて説明することにより皆様のお仕事の一助になればと思えます。

さて、弁護士に債権回収の依頼があった場合、最初、どのようなことに注意するかと言いますと、2つ観点があげられます。2つの観点の一つ目が①訴訟・裁判になった場合にその債権があることを証明することができるのかという観点です。裁判では、証拠となる書類が重視されます。契約書、発注書、見積書、受領証、領収証、場合によっては手紙やメールでのやり取りも証拠として使われることがあります。それらの証拠を確認した上で、果たして、相談者の言う債権があるということを裁判官に認定してもらえるかということを最初に検討します。

もう一つの観点が、②果たして相手から回収できるのかという観点です。裁判で例え債権の全額が認められる判決を得たとしても相手から回収できなければ判決書はただの紙切れ同然です。そのため、相手から回収できるかどうかということを判断しなければならないのですが、具体的には、相手に差し押さえることができる財産があるかどうか、ということを検討します。相手の差し押さえる財産としては、不動産や預貯金、株券、有価証券、自動車や給料、相手の取引先に対する売掛金等、種々

のものが考えられます。

では、そのような財産があるかどうか判明しない場合はどうすればよいのかということですが、相手の居場所が分かっており、特に自己破産したとか、借金だらけでどうしようもない等の情報がない限り、できる限りの手を打ってみるというのも一つの方法です。何とかなるケースが割合として多いというのが経験上の実感です。ただ、債権回収をしようとしてもどうにもならないケースもありますので、何処まで費用をかけて行くかはケースバイケースの判断になるかと思えます。

では、その債権回収を行う場合、どのような方法によって行うのかと言う事ですが、まず、内容証明郵便を送付して支払を請求する場合はオーソドックスな方法です。この内容証明郵便には、特別な法的な効力がある訳ではありませんが、債権回収をするという強い意志を相手に伝えることができ、これにより初めて相手も真剣に対応しなければならないと考えることがあります。実際に私が行っている債権回収業務においても内容証明郵便の送付によって解決できる場合が少なからずあります。

内容証明郵便を送付すると、後から相手方が慌てて電話をかけてきて、後は、支払期日や分割支払の話しをして終わるといった場合がよくあります。ここで、相手方の分割払いの希望に何処まで応じるかということですが、裁判をやれば時間も費用もかかります。分割払い等の要望にどこまで応じるかは結局、訴訟をする場合のコスト等を考えてケースバイケースの判断することになります。また、相手方からの電話があれば、その電話でのやり取りで、相手が、どの程度訴訟を嫌がっているか等を探ります。この感触が、交渉で、どこまで押し切るかを決める重要な要素になります。

また、交渉をする場合、相手が単に、引き延ばしをしているかどうかを見極める必要があります。基本的には、相手が約束を守ってくれない場合には交渉を打ち切って裁判を決めた方が良くかと思えます。

内容証明郵便送付しても、相手が返事をしなかったり、誠意のある態度を示さなかった場合には、次のステップとして裁判をすることを考えます。ただ先ほども申し上げたとおり裁判には、一定の時間がかかります。その間に相手が財産を隠してしまったりするおそれがあります。そのような場合に備えて行う方法として民事保全法の「仮差押え」という手続があります。これは、相手の不動産や預金等の財産を予め差押えて処分できなくして財

産の隠匿を防ぐという方法です。この手続は、相手方の財産隠匿を防ぐために行うものですから、相手方に知られないようにこっそり行います。具体的には、裁判所に申立書等の必要書類を提出して、裁判官と面談し、裁判所に納める保証金を決めます。この保証金は、財産を押しえられたことにより生じる相手方の損害賠償請求権を担保するためのものですが、勝訴すること等により戻ってきます。保証金の相場は請求金額の1割から3割程度とされています。

では、実際に裁判になった場合はどのように進んでいくのでしょうか。裁判所に訴状を提出すると、1～2ヶ月の間に第1回の期日が決まります。相手方から反論がなかった場合には、第1回で終わり、裁判所の判決をもらいます。判決が確定すると、この判決に基づいて強制執行をすることになります。相手方から、反論が出れば、概ね1月に1回くらいのペースで裁判の期日が繰り返されて、それぞれの主張や反論を行い証拠を提出するなどします。主張や証拠が出そろって、争点が煮詰まれば、証人尋問を行うこととなります。特に、単価の合意や仕事の内容について契約書等の書面で明らかにならなければ、折衝を担当した社員等の尋問を行うこととなります。なお、裁判官の話では、証人尋問を行うまでに、それまでの書面や証拠で結論を決めており、尋問をしても覆らない場合が多いと言われています。ただ、尋問で逆転したと思えるケースもあるので気が抜けません。証人尋問を行う場合には、証人になる人と2回くらいリハーサルを行うのですが、本番では緊張される方が多く、思い通りにいかないこともあります。どのような場合でも、いかに有利な証言を引き出すかが、相手方の証人に対してはその信用性を崩すかが、弁護士としての腕の見せ所です。

提訴した後、訴訟の過程で裁判所から和解を勧められることもよくあります。敗訴した時のリスクや勝訴しても控訴・上告という不服申立をされるとかなりの時間がかかることを考えると、そこそこのところで和解しておくのは、悪くない解決法といえます。結局、知解で解決するかどうかは、敗訴判決のリスク等や和解する場合の内容などをふまえたケースバイケースの判断になるかと思えます。

以上のように裁判は非常に時間がかかります。解決には、できる限り裁判をせずすませるか、裁判をする場合でも早く済ませるのがベターです。そのためには日頃か

らの債権の管理を適切に行うことが重要です。

債権を適切に管理するためには、契約書を作成しておくということが大切です。契約書は、契約内容を明確にして、後日の紛争を防ぐために行われます。契約書では、法律用語独特の言い回しがあるので注意が必要です。対策としては、契約書に記載がない事項等が問題となった場合には、その都度、覚書を取り交わしておくとか、交渉経緯について議事録や業務日報のようなものを作成しておくことなどが重要です。

また、債権の回収を確実にするためには連帯保証人を立ててもらったり、不動産に担保を設定したりすることが考えられます。ただ、最初の契約時に連帯保証人や担保を要求しにくい場合もあるかと思いますが、例えば、相手から支払の猶予を求められた時などに、支払を猶予することと引き換えに保証人や担保を求めたりすると案外上手くいくこともあるかと思えます。

担保に関してさらにいうと、工場や倉庫内で出し入れする商品や機械などをまとめて担保にとる集合動産譲渡担保や、相手の取引先に対する売掛債権などをまとめて担保に取る集合債権譲渡担保等の方法があります。近時、集合動産譲渡担保や集合債権譲渡担保は、登記することができるようになり利用しやすくなっています。

2010～2011年度 第11回 定例理事役員会議事録

日時 2011年5月2(月) 例会終了後

場所 シェラトン都ホテル大阪 5階 カトレアの間

出席理事 切石博之(欠) 浅野光男(欠) 宮崎康治

細川勝治 林 孝信(欠) 西村啓三

小林成共(欠) 岩崎史郎 小川高弘

松浦永郁 大石忠克 佐井義昌

百済洋一(欠) (40周年記念事業実行委員長)

計8名

決議事項

1. 東輪会新旧会長・幹事歓送迎会 会費
10,000円×4名 40,000円支出の件 承認
2. 第4回ゴルフ同好会(チャリティゴルフ会)の件
6月16日(木) 飛鳥C. Cにて開催 承認
3. 40周年記念事業の件 継続審議
4. 鹿港RC 29周年式典参加(10月23日)の件 承認